第1章　放送界の動き

本章では，2017年度の放送界を，「制度･政策」「NHKを巡る動き」「民間放送と各メディアの動き」「倫理・ジャーナリズム」「安心・安全」それぞれの面から概観する。

テレビ番組や動画などの視聴形態が多様化する中，17年度の放送界は，こうしたメディア環境の劇的な変化にどう対応していくのか，引き続き，模索する動きが目立った。視聴者にとっては放送と通信の境目が一層つきにくくなっており，制度や政策上の議論も活発化している。また，AI（人工知能）や，モノがインターネットでつながるIoT，5G（第５世代移動通信システム），VR（仮想現実）やAR（拡張現実）といった新技術が次々に登場する中で，それらをどう放送に活用していくのかも喫緊の課題となっている。

Ⅰ．制度・政策

１．４K･８K本放送開始への動き

NHKと民放各局は，４K･８Kの本放送（実用放送）を，BSと東経110度CSで18年12月以降相次いで開始する。17年度は開始に向け，さまざまな準備が進められた。

BS右旋（右旋円偏波）の周波数帯域では，４K放送チャンネルを確保するために，18年１月に既存のBSチャンネルの帯域削減が行われた。

また，本放送の円滑な実施に向け，関係団体などが17年４月，「４K･８K放送推進連絡協議会」を設置した。４K･８Kの本放送は従来の衛星放送と異なった規格で放送されるため，視聴するには対応機器をそろえる必要があり，受信方法を周知する活動などを進めている。

NHKは18年２月，BSの４K･８Kの新チャンネルの呼称を「NHK BS４K」「NHK BS８K」と決めた。

２．放送の同時配信に向けた議論

情報通信技術の進展で視聴者を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ，総務省は15年に「放送を巡る諸課題に関する検討会」をスタートさせ，16年９月，「第一次取りまとめ」を公表した。この中で，放送の同時配信について，放送コンテンツをインターネット配信していくことが視聴者の利便性向上や放送の社会的価値の維持・向上につながる可能性があると示された。

これを受けて，16年11月，情報通信審議会に「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」が設置された。検討委員会は17年７月に中間答申を行い，放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方と，放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保に言及した。その後，同時配信の権利処理手続きなどについても検討を進めた。

また，17年12月の「放送を巡る諸課題に関する検討会」では，NHKが10～11月に行った同時配信実験「試験的提供B」の速報値を報告した。

３．地域の放送事業者等を巡る議論

「放送を巡る諸課題に関する検討会」の「第一次取りまとめ」で，議論すべき論点の一つとして「地域に必要な情報流通の確保」が示され，総務省は16年10月，検討会の下に「地域における情報流通の確保等に関する分科会」を設けた。

17年５月，分科会は議論の取りまとめを作成した。「頑張るローカル局を応援する」という副題が付き，災害時の地域情報提供のために難聴取対策を進める放送ネットワークの強じん化や，視聴機会の拡大のためにワイドFMの普及促進やインターネット活用などの必要性が示された。また，分科会の下に設けた「ケーブルテレビWG」も17年５月，「ケーブルビジョン2020＋～地域とともに未来を拓く宝箱～」という報告書を公表した。

４．規制改革と放送を巡る議論

（１）放送制度や通信との関係について

安倍首相は18年２月の政府の未来投資会議で，「技術革新により，通信と放送の垣根が無くなっている。電波を有効活用するため，周波数の割り当て方法や放送事業の在り方の大胆な見直しが必要だ」と述べ，電波制度などを改革するための具体策の検討を急ぐよう関係閣僚に指示した。

また，政府の規制改革推進会議は，インターネット事業者の放送への新規参入を促そうと，規制緩和策について検討を進め，放送の同時配信や，テレビ局の番組制作部門と放送設備部門を切り離すことなどを議論した。さらに，規制改革推進会議は，政治的公平性の確保や公序良俗を害さないことを規定した放送法４条を巡って，ネット事業者の参入の妨げになっているなどとして，廃止が提案された。これに対し，民放連などは反発を示し，総務省や閣僚などからも，公序良俗を害するような番組や事実に基づかない報道が増加する可能性があるという懸念が相次ぎ，18年６月をめど

に策定される答申に４条の見直しが盛り込まれるかどうかが焦点の一つとなった。

（２）周波数，放送用帯域の活用について

規制改革推進会議は17年11月に第２次答申を取りまとめ，電波制度改革について具体的な項目が示された。電波の割り当て制度を巡り，民間の新規参入を促す必要があるとして，価格や技術力などを総合評価して周波数帯域を割り当てる新方式を導入するため，18年度中に電波法の改正案を提出するよう求めている。一方，周波数帯域の利用権を入札で決める「周波数オークション制度」については，継続の検討課題としている。規制改革推進会議は，IoTやAI等を活用したシステムに必要な通信サービスの高度化のため，通信サービスにも使い勝手がよいとされる放送用帯域を有効活用できないかという問題意識を持っている。

第２次答申を受けて，総務省は18年１月，「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に「放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会」を設置した。サービス提供，社会的役割，ネットワーク・インフラという観点から見た放送の将来動向を踏まえて，放送用周波数の有効活用の在り方を検討した。また，総務省は17年11月から「電波有効利用成長戦略懇談会」を開催し，人口急減などによる社会構造の大きな変化を見据えた2030年代の電波ビジョンについて検討を進めた。

５．受信者等の個人情報保護の指針を改正

新サービスの展開に伴う視聴者の個人情報やプライバシー保護のために必要な措置について，「放送を巡る諸課題に関する検討会」の視聴環境分科会の下に「視聴者プライバシー保護WG」が設けられ，17年１月，「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」の改正案を公表した。改正案は分科会によるパブリックコメントを経て，17年５月，「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」として，改正個人情報保護法の施行と同時に施行された。ガイドラインでは，視聴者が認識することなく受信機に蓄積され，放送事業者等が取得できる視聴履歴の扱いについて，同意なく要配慮個人情報を推知しない注意義務，いったん同意しても停止できるようにすること，同意しない者に対する放送受信拒否の禁止等を定めている。

６．障害者等向け放送の普及へ新指針

総務省は，18年度以降の字幕放送，解説放送，手話放送の普及目標を定めた「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を18年２月に策定・公表した。17年９月に設置した「視聴覚障害者等向け放送に関する研究会」の報告書を踏まえて作成した。指針では，「字幕放送での，普及目標対象放送時間を１時間拡大して18時間に」「独立U局を除く県域局と放送衛星による放送で，字幕・解説放送の目標数値を明示」「NHK，地上系民放（県域局以外）の解説放送目標を15%に引き上げ，手話放送で初めて数値目標を設定する」等の改正が行われた。

Ⅱ．NHKを巡る動き

１．新サービスの展開

（１）４K･８Kスーパーハイビジョン

４K･８Kスーパーハイビジョンの試験放送は，17年度は原則１日７時間行った。18年２月のピョンチャンオリンピックでは，８Kのほか，OBS（オリンピック放送機構）が初めて国際信号として４K制作を行ったことから，国際信号を使った４Kの番組も放送した。

（２）インターネット展開

ニュースでは，大雨特別警報，台風，地震，東京都議選や衆院選の開票速報，北朝鮮ミサイル発射などの緊急ニュースを中心に，テレビのニュースを同時配信した。

国際放送のNHKワールドTVの放送後番組の無料配信では，17年10月から，タイ語，ベトナム語，インドネシア語，韓国語，スペイン語が加わり，計７言語での配信となった。

２．インターネット同時配信実験の実施

NHKは「インターネット実施基準」にのっとり，17年度も同時配信実験を行った。

10月30日から11月26日の４週間，「試験的提供B」を行った。総合とEテレの放送を午前５時～翌午前１時に１日当たり20時間以内の範囲で同時配信し，大阪局と静岡局の番組もそれぞれ地域を限定して配信した。また，見逃し配信や，番組途中でも冒頭から視聴できる早戻し配信も行った。参加者は，NHKの同時配信実験であることを明示して，調査会社を通じて募集した8,007人である。そのうちの，人口構成比に合わせた構成とした全国16～69歳の男女5,400人に行った「一般向け調査」では，各日の利用率は20%前後で推移した。17年度の試験的提供Bでは，実際のサービス

に近づけた利用状況を把握するため，事前のログイン依頼や番組案内の配信など，積極的な周知施策を行った。

ピョンチャンオリンピックでは，「試験的提供A」と「試験的提供C」を行った。試験的提供Aは，総合とEテレの放送を午前９時～午前０時に１日当たり16時間以内の範囲で同時配信し，見逃し配信や早戻し配信も行った。視聴者数は144.1万だった。試験的提供Cは，スーパーハイビジョン試験放送の一部を４K対応のハイブリッドキャスト受信機などに配信し，１日当たり５時間以内の範囲で同時配信し，見逃し配信も行った。

これとは別に，NHKのラジオ３波を，民放のインターネットラジオ配信サービス「radiko」で配信する実験を，17年10月から関東広域と宮城，広島，愛媛，福岡の県域で行った。

３．ピョンチャンオリンピック・パラリンピック放送

ピョンチャンオリンピックでは，地上波で約208時間，BS1で約276時間の放送を行い，地上波の放送時間は冬の大会で最長となった。18年３月のピョンチャンパラリンピックでは，地上波・BS合わせて約79時間の放送を行い，放送時間は冬の大会で最長となった。

インターネット展開では，オリンピック，パラリンピックとも，ライブ配信や見逃し配信，ハイライト動画などを，特設ウェブサイトやアプリ，NHKオンデマンド，TwitterやYouTubeで幅広く配信した。また，オリンピックでは，競技データから自動で音声と字幕を生成し，リアルタイムで実況するという「ロボット実況」を行い，４競技で17本をライブ配信した。

障害のある人も一緒に楽しめる「ユニバーサル放送」は，オリンピックとパラリンピックの両方で行った。会場の音声の情報を字幕にしたり，詳細な試合内容の音声を追加したりして，競技の興奮を多様な形態で伝えた。一部競技の生中継では副音声で視覚障害者向けの実況を行った。

東京パラリンピックを見据えた初の試みとして，障害のある人の中から公募で選んだ３人のリポーターも，現地で生中継の出演やバリアフリー事情の取材などを行った。

４．放送・通信融合時代の受信料制度，検討委が答申

放送と通信の融合時代に即した受信料制度とその運用の在り方等を検討するため，NHK会長の常設諮問機関として17年２月に「NHK受信料制度等検討委員会」を設置した。18年３月までに，NHK会長から委員会に４件の諮問が行われた。

委員会は17年７月，諮問第１号の「常時同時配信の負担のあり方について」の答申を行った。答申では，すでに受信契約を結んでいる世帯は，同時配信を視聴するパソコンなどを追加負担なしで利用できるとしている一方，テレビを持たない世帯は，常時同時配信を利用できるようにした場合，費用を受信料の形で負担してもらうことに一定の合理性があるとしている。ただ，受信料という形での負担に国民の理解を得るには時間がかかるなどとして，暫定的な措置も検討すべきだとしている。

17年９月には，諮問第２号「公平負担徹底のあり方について」と，第３号「受信料体系のあり方について」の答申を行った。「公平負担徹底のあり方」では，受信設備を設置していない場合に申し出てもらうこと等で設置状況を確認するなどの制度を整備する妥当性があると考えられるとしている。「受信料体系のあり方」では，受信契約の単位については，現時点では世帯単位を維持することが妥当であるとし，世帯および事業所における契約や受信料免除の在り方等，現行の受信料体系の在り方について，その妥当性を改めて検討する必要があるなどとしている。

18年１月には，諮問第４号「受信料体系の変更に係る具体案について」の答申を行った。社会福祉施設への免除拡大など，諮問された４つの施策のいずれも妥当性はあると考えられるとしている。

５．NHK経営計画（2018-2020年度）

18年１月，NHKは次期３か年経営計画を発表した。計画は，NHKが追求していく「公共的価値」として，「正確，公平・公正な情報で貢献」「安全で安心な暮らしに貢献」「質の高い文化の創造」「地域社会への貢献」「日本と国際社会の理解促進」「教育と福祉への貢献」の６つを挙げた。放送と通信の融合が一層進む中，放送を太い幹としつつ，インターネットも活用し，視聴者の期待に応えられる「情報の社会的基盤」としての役割を果たしていくとしている。

具体的には，「東京オリンピック・パラリンピックを４K・８Kスーパーハイビジョンで放送するなど，最高水準の放送とサービスを提供する」「インターネットを活用したニュースや番組の配信に力を入れる」「NHKと関連団体が一体となって働

き方改革を進め，関連団体の事業統合も含め効率的な体制へ移行させる」「親元を離れ経済的な理由で奨学金を受け取っている学生などを新たに受信料免除の対象とする」などとしている。

６．最高裁大法廷，放送法の受信料制度を合憲と判断

受信設備を設置しながら受信契約の締結に応じない被告に対してNHKが起こした民事訴訟で，最高裁判所大法廷は17年12月，受信契約の締結を義務づける放送法の規定を合憲とし，被告に受信契約の締結と契約に基づく受信料の支払いを命じた控訴審判決を妥当として，上告を棄却した。

判決では，テレビなどの設置者に受信契約を義務づける放送法64条の規定が憲法に違反するかどうかについて，「受信料の仕組みは憲法の保障する表現の自由の下で国民の知る権利を充たすために採用された制度で，その目的にかなう合理的なものと解釈され，立法の裁量の範囲内にある」として，最高裁として初めて憲法に違反しないという判断を示した。また，受信契約に応じない人に対しては，NHKが契約の承諾を求める訴訟を起こして判決が確定した時に契約が成立し，支払いの義務はテレビなどの設置時までさかのぼって生じるという判断も示した。

判決では，「基本的には，原告（NHK）が，受信設備設置者に対し，受信契約の締結に理解が得られるように努め，これに応じて受信契約を締結する受信設備設置者に支えられて運営されていくことが望ましい」と指摘した。

７．「NHKグループ　働き方改革宣言」発表

NHKは，13年７月に記者が亡くなり，長時間労働による過労死と認定されていたことを，17年10月に公表した。そして12月，NHKグループの業務に携わるすべての人の健康を最優先に考え，働き方を抜本的に見直すとした，「NHKグループ働き方改革宣言」を発表した。長時間労働に頼らない組織風土を作り，業務の改革やスクラップなどを推進する。会長をトップにした「働き方改革推進委員会」を設置，課題を共有し解決を図るとしている。

８．番組

17年度の国内放送番組は，総合テレビでは，平日午後に生放送の情報番組を新設し，ライブ感あふれるゾーンに刷新したほか，“東京2020”への課題を検証する番組を放送した。

Eテレでは，「みつかるEテレ」の新しいキャッチコピーで，幅広い世代の“知りたい”“学びたい”に応えようとする番組を放送した。

BSでは，2020年に向けて高まるスポーツ熱や視聴者の関心に応えようとする番組を強化した。

ラジオでは，子どもが主役の番組や，アプリと連動して英単語を習得する番組などを新設した。

陸上自衛隊が保管していたPKO部隊の日報の存在を防衛省が公表しなかったことを明らかにした17年３月のニュースなどのスクープが，新聞協会賞を受賞した。

文化庁芸術祭で，『特集ドラマ』「眩（くらら）～北斎の娘～」（17年９月放送）がテレビ・ドラマ部門大賞を受賞した。

９．国際放送

17年度の国際放送番組は，NHKワールドTVでは，地域の情報の発信強化に重点的に取り組んだ。地方発のコンテンツを大幅に増やしたほか，東京の街を楽しむための最新情報をインターネットと連動して発信する『#TOKYO』などの番組を新設した。インターネットでは，NHKワールドTVとNHKワールド・ラジオ日本の紀行番組などの情報をまとめて紹介するサイトを新設した。

10．決算

NHKの17年度決算によると，事業収入は16年度より128億円多い7,202億円で，事業支出は，ピョンチャンオリンピック・パラリンピック放送の実施等により，179億円多い6,972億円だった。

事業収入のうち受信料収入は，16年度より143億円多い6,913億円だった。収入から支出を差し引いた事業収支差金は，16年度より50億円少ないものの，229億円の黒字であった。事業収支差金は翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越した。

11．予算

NHKの18年度予算は，18年３月の衆参本会議で全会一致で採択された。事業収入を17年度より50億円多い7,168億円，事業支出を108億円多い7,128億円とした。

事業収入のうち受信料は，17年度より1.5％増の6,995億円を計上した。事業支出では，東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みや地域放送の充実などを行う一方で，業務全般にわたる経費削減を実施するとしている。

Ⅲ．民間放送と各メディアの動き

１．放送と配信事業者の動向

（１）民放など放送事業者を中心とした動向

メディアの視聴形態の多様化に伴って，民放などの間でも，動画配信サービスを加速するためのプラットフォームづくりなど，新たな動きが広がった。

このうち在京キー局を中心とした動きでは，TBS，テレビ東京，WOWOW，日本経済新聞，電通，博報堂DYメディアパートナーズの６社が，17年７月に新会社「プレミアム・プラットフォーム・ジャパン（PPJ）」を設立し，18年４月に局を超えた有料配信サービス「Paravi（パラビ）」を開始した。また，フジテレビの有料配信サービス「フジテレビオンデマンド（FOD）」は，17年４月，NHKのドラマの配信を開始した。日本テレビの「日テレNEWS24」は４月から，「TBSニュースバード Everywhere LITE」は10月から，ヤフーの「Yahoo！ニュース 動画」にそれぞれ配信を開始した。一方，テレビ朝日がサイバーエージェントと共同出資する「AbemaTV」は，11月に元SMAPのメンバー３人が生出演した『72時間ホンネテレビ』を配信，累計視聴数が7,400万以上となった。

このほか，関西の民放10局は，吉本興業やNTTぷららとともに，４月，関西を中心に放送している番組を配信する「大阪チャンネル」を開始した。また，東京メトロポリタンテレビジョン（MX）は，番組配信アプリ「エムキャス」で，７月から群馬テレビと奈良テレビの番組の配信を開始した。一方，ケーブルテレビのJ:COMは４月にアプリ「ど・ろーかる」をリリース，各地の地域密着ニュース番組などを加入者でなくても視聴できるようにした。

こうした動画配信のインフラを放送局自ら構築しようと，４月，在京・在阪・在名の民放15社が配信プラットフォーム事業会社「JOCDN」に出資し，JOCDNは15社とインターネットイニシアティブ（IIJ）を引き受け先とする第三者割当増資を実施した。

新しい技術では，コミュニティFMのエフエム和歌山が７月からAIの音声合成サービスを使ってニュースや天気予報の自動送出を開始し，８月にはJ-WAVEの番組にAI音声アシスタントが登場した。

（２）動画配信事業者の動向

動画配信事業者によるプラットフォームは，主なものでも，「YouTube」「ニコニコ動画」「Amazonプライムビデオ」「GYAO！」「dailymotion」「LINE LIVE」「Netflix」「C CHANNEL」など，有料・無料，動画配信・ライブ配信といった多様な形態がある。放送局と連携・協業したり，放送局が番組を提供したりしているプラットフォームも多い。

有料動画配信の「dTV」を持っているNTTドコモは18年１月，有料（定額制）の番組配信サービス「dTVチャンネル」を開始，放送事業者が提供するチャンネルなど30以上の専門チャンネルの番組などを配信している。スマートフォンなどのほか，テレビに接続し視聴できる機器も発売した。

スポーツ専門のライブ配信サービスでは，ソフトバンクが「スポナビライブ」の18年５月の終了を発表し，２月に新規申し込み受け付けを終了した。スポナビライブで配信されていた，プロ野球セ・リーグ５球団の主催試合やプロバスケットボールのBリーグの試合などは，イギリスのパフォームグループが運営する「DAZN（ダゾーン）」に移管した。また，17年までスポナビライブが行っていた大相撲のライブ配信は，18年１月からAbemaTVが行っている。このほか，楽天は，北米プロバスケットボールのNBAの17～18年シーズンの試合を「Rakuten TV」などでライブ配信した。

２．番組

ビデオリサーチ調べの関東地区の世帯視聴率によると，17年度によく見られた民放の番組は『東京箱根間往復大学駅伝競走』（1.2～3・日テレ），『24時間テレビ40愛は地球を救う』（8.26～27・日テレ），『木曜ドラマ・ドクターX～外科医・大門未知子・最終回』（12.14・テレ朝），『2018FIFAワールドカップロシア アジア地区最終予選・日本対オーストラリア』（8.31・テレ朝）などであった。

３．決算

在京民放キー局５社の18年３月期連結決算によると，前年より増収となったのはフジテレビを除く４社で，純利益はTBSとテレビ東京が増益，ほかの３社は減益となった。

日本テレビHD（ホールディングス）は，売上高4,236億円（前年比1.7％増）の一方，純利益は

営業放送システムの減損損失計上などのため374億円（8.3％減）だった。テレビ朝日HDは，売上高3,025億円（2.2％増），純利益158億円（0.6％減）。東京放送（TBS）HDは，売上高3,619億円（1.9％増），純利益171億円（6.5％増）。フジ・メディア・HDは，売上高6,465億円（1.1％減），純利益249億円（8.9％減）。テレビ東京HDは，売上高1,471億円（3.1％増）で，営業利益，経常利益とも増益し，純利益は60億円（41.3％増）となった。

４．広告費

18年２月に電通が発表した「2017年日本の広告費」によると，17年は６兆3,907億円（前年比101.6％）だった。テレビは地上波と衛星を合わせて１兆9,478億円（99.1％），ラジオは1,290億円（100.4％）。一方，インターネットは１兆5,094億円（115.2％）で，４年連続２桁の伸びとなった。

Ⅳ．倫理・ジャーナリズム

放送倫理・番組向上機構（BPO）

17年度は，放送倫理検証委員会と放送と人権等権利に関する委員会で委員会決定などを公表した。放送と青少年に関する委員会の委員会決定などはなかった。

（１）放送倫理検証委員会の主な決定

・『白熱ライブ　ビビット』「多摩川リバーサイドヒルズ族　エピソード７」に関する意見
（TBS・17年10月５日公表）

15年９月放送の内容について，多くの犬を飼っているホームレスの男性を揶揄（やゆ）するような表現で呼んだうえ，「すぐに怒鳴り散らす粗暴な人物」という印象を与える表現方法がとられた。委員会は，男性の人格を傷つけるだけでなく，ホームレスの人々への偏見を助長するおそれがあり不適切だったとして，放送倫理違反とする「意見」を公表した。

・『ニュース女子』沖縄基地問題の特集に関する意見
（東京メトロポリタンテレビジョン・17年12月14日公表）

17年１月放送の，沖縄県で米軍ヘリパッド建設の抗議活動をしている人たちを報じた特集について，「事実に基づかない報道だ」などの批判が相次いだ。番組は，スポンサーから電波料の支払いを受け，納品された完成品を放送する，いわゆる“持ち込み番組”のため，委員会は，番組内容をチェックする放送局の考査が適正に行われたかどうか初めて検証した。その結果，裏付けの確認や侮蔑的表現のチェックなど６点で，考査が適正に行われたとは言えないとして，重大な放送倫理違反があったとする「意見」を公表した。

・『とくダネ！』２つの刑事事件の特集に関する意見　（フジテレビ・18年２月８日公表）

17年７月放送の特集で，医師法違反の疑いで逮捕された容疑者として，違う男性のインタビュー映像を放送した。また，８月放送の特集で，放送時点では書類送検されていなかった京都府議が，書類送検されストーカー登録されたという誤った情報を伝えた。委員会は，十分な裏付けがないまま誤った情報を視聴者に伝えた２つの特集には放送倫理違反があったとする「意見」を公表した。

（２）放送と人権等権利に関する委員会の主な決定

・「沖縄の基地反対運動特集に対する申立て」に関する委員会決定
（東京メトロポリタンテレビジョン・18年３月８日公表）

17年１月に『ニュース女子』で，沖縄県のヘリパッド建設に反対する運動を取り上げた放送について，人権団体の共同代表に対する人権侵害と放送倫理上の問題があったとする「勧告」を公表した。番組全体として基地反対運動を「過激で犯罪行為を繰り返す」ものとして描き，共同代表が「その黒幕」で，参加者に日当を出していると受け取れる内容になっていたが，真実性の立証はなされておらず，名誉毀損の人権侵害が成立するとした。また，共同代表への取材がなされていないことと，人種や民族に関することを扱う際に必要な配慮を欠いていたことについて，テレビ局が考査で問題にしなかったのは放送倫理上の問題があるとした。

Ⅴ．安心・安全

１．自然災害に対するNHKの対応

（１）平成29年７月九州北部豪雨

福岡県と大分県で17年７月５日から６日にかけて記録的豪雨となり，福岡県朝倉市や東峰村，大分県日田市などで河川の氾濫や土砂災害が多数発生。福岡県と大分県で死者40人，行方不明２人，全壊家屋323棟など甚大な被害が出た（18年１月16日現在）。

気象庁はこの前日の７月４日午後１時すぎか

ら，ホームページ上で「大雨警報（浸水害）の危険度分布」と「洪水警報の危険度分布」という２つの新たな防災情報の公開を開始。これらは，大雨による内水氾濫や中小河川の氾濫の危険性を５段階に色分けして地図上に表示するもので，最新のデータに基づいて10分ごとに更新される。NHKでは，５日の午後４時43分ごろから，スタジオに設置した大型モニターにパソコンをつなぎ，記者が気象庁ホームページに公開された「危険度分布」の地図を示しながら，最新の状況や防災上の留意点などを生放送で解説した。危険度分布を活用した「リアルタイム解説」はこれが初めて。

また，NHKは７月５日夕方からインターネットで総合テレビの同時配信も実施した。全国放送が大雨関連ニュースを放送していない時間帯には福岡局のニュースを提供し，NHKのローカル放送の初のネット同時配信となった。

（２）東海地震『警戒宣言』の緊急警報放送なくなる

気象庁は11月１日から，東海から九州にかけての「南海トラフ」全域を対象に，巨大地震の発生の可能性を評価する新しい情報「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始。従来の「東海地震」に関連する予知情報は発表されなくなった。これに伴いNHKと民放も，東海地震の「警戒宣言」発表時の「緊急警報放送」を行わないことになった。

国は，1980年代から約40年間にわたり，駿河湾を震源とする「東海地震」については，事前に予知できる可能性があることを前提とした防災対策を推進してきた。東海地域の地殻変動を観測する「歪計（ひずみけい）」で地震の前兆とみられるデータが検知された場合には，気象庁からの予知情報に基づいて，内閣総理大臣が「警戒宣言」を発表し，社会活動や経済活動が大幅に制限されることになっていた。「警戒宣言」発表時には，放送法施行規則によりNHKと民放も「緊急警報放送」の実施を義務づけられていた。

新たに導入された「南海トラフ地震に関連する情報」については，情報が発表された場合に住民や自治体などがどのような防災対応をとるべきか，政府からはまだ明確な方針が示されておらず，メディアがこの情報をどう扱うのかも検討すべき課題となっている。

（３）緊急地震速報の字幕などを変更

気象庁は18年３月22日から「緊急地震速報」に新たな予測手法を導入し，マグニチュード（M）８以上の巨大地震が発生した場合などに「続報」を発表し，より広範囲に警戒を呼びかけることになった。NHKでは「続報」が出た場合，テレビでは画面上の字幕に都道府県名を追加して表示するとともに，字幕の地図上でその地域が点滅するように変更した。ラジオでは「緊急地震速報です。続報です」という自動音声に続き，都道府県名などを読み上げる。

２．臨時災害放送局

東日本大震災以降，災害発生後に復旧・復興のための情報伝達を担う臨時災害放送局を開局する自治体が増加した。東日本大震災では27自治体が開局し，18年３月に岩手県陸前高田市，福島県南相馬市と富岡町が閉局して，臨時災害放送局はすべて閉局となった。熊本地震では３町が開局し，18年３月末現在，益城町が放送を続けている。九州北部豪雨では福岡県朝倉市が開局し，18年３月末現在，放送を続けている。

３．Jアラートの情報発信への対応

政府は８月29日と９月15日，北朝鮮のミサイル発射に伴い，Jアラート（全国瞬時警報システム）で避難を呼びかける情報などを発信し，NHKなど各社はこの情報を緊急ニュースで伝えた。９月15日のJアラートでの情報発信では，「頑丈な建物に避難」の「頑丈な」を削除し，身近な建物への避難を呼びかける言葉に改めた。